

子ども

省エネ

庁舎移転

耐震化

体罰等によらない子育てを広げよう

→子育て相談室 ☎(042)572-8138



子どもへの体罰等は法律で禁止されています

体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。科学的にも明らかになっています。

子どもの人格や才能などを伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくためには、体罰などではなくどうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

子育てはいろいろな人の力と共に

子どもを育てる中で、支援を受けることが必要な場合もあります。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、子ども家庭支援センターなどに相談してみましょう。

保護者だけで子育ての悩みを抱え込まないように、周囲からも声かけや働きかけを行い、子ども家庭支援センターや児童相談所などの相談機関と連携して社会全体で子育てを支えていきましょう。

詳しくは市HP <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1008608/1008677/1021934.html>をご覧ください



QRコードからアクセス可

相談先

毎月1日号のみんな子育て・子育てに相談先が掲載されています。

児童虐待かも…と思ったらすぐにお電話ください

- 心配な子どもがいる時はご連絡ください。
- あなたからの連絡で子どもが救われることがあります。連絡は匿名で結構です。子どもの安全を第一に考えます。

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189
※一部のIP電話からはつながりません
命にかかわる危険がある場合は警察へ

11月は児童虐待防止推進月間です

冬の省エネに挑戦しませんか 冬期環境家計簿モニター募集

環境家計簿は、家庭の電気・ガスの使用量（12月～令和3年2月）を記録し、二酸化炭素排出量を把握することで、省エネ意識を持ち、二酸化炭素排出量の削減につなげる取り組みです。暖房器具の使用などで排出量が増える冬に、モニターになって、冬の省エネにチャレンジしてみませんか。

昨年度は夏期と冬期で41世帯が参加し、28世帯が前年より二酸化炭素排出量を削減できました。参加者には、省エネの取り組み方法やアイデアをまとめた「モニターの声」や二酸化炭素排出量の増減や参加者の順位などをまとめた集計結果をお送りします。

対 市内在住の世帯

内 家庭でのエネルギー使用量（電気・ガス）を環境家計簿報告書に記入して提出。省エネへの取り組み状況やアイデアなどもお聞かせください

申 11月2日(月)～12月18日(金)にモニター参加の旨を、電話または machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp でまちづくり計画課へ

報告の方法

- ①月1回、電気・ガスの使用量を記録します
「電気・ガスの使用量のお知らせ」を見て記録してください
- ②電気やガスから排出される二酸化炭素排出量を計算します
電気・ガスの使用量に二酸化炭素排出係数を掛ける簡単な作業です
(例)電気使用量(12月分) 300kw×
二酸化炭素排出係数0.38=114 (kg-CO₂)
- ③環境家計簿を提出します
12月～2月の電気・ガスの使用量を報告してください



参加者には電気製品の消費電力を簡易測定するワットモニターの貸し出しあり

→まちづくり計画課(内356)

庁舎移転に伴う現庁舎用地の利活用に関するアンケート結果報告・懇談会

市役所移転後に現庁舎用地への再配置を予定する施設(*)に関するアンケート結果概要などを報告し、現庁舎用地に整備する新施設のあり方などに関して各施設の会場で懇談します。

(*)対象施設=恋ヶ窪公民館・図書館、福祉センター、本多武道館
※会議室のない本多武道館は市民スポーツセンターで開催

日 場 下表のとおり※同内容

申 11月2日(月)～6日(金)午後5時までに参加を希望する会場・氏名・電話番号・メールアドレスを seisaku@city.kokubunji.tokyo.jp または電話で政策経営課へ

※先着順。定員を超過する申し込みがあった場合は別途対応

→政策経営課(内498)

日時	会場	定員(人)
11月10日(火)	午後2時～3時	各15
11日(水)	福祉センター	
12日(木)	午後2時30分～3時30分	30
17日(火)	午後2時～3時	各15
18日(水)	福祉センター	

訪問耐震相談を無料で実施

市に登録している建築士が自宅に伺い、建物の状況や図面を参考に簡易耐震チェックなどを行います。住宅の耐震性に疑問・不安がある方や、すでに耐震診断を終えた方で、工事内容や費用に関して改めて確認したい方も申し込みできます。

日 11月22日(日)～28日(土)午前9時～午後4時のうち1時間程度
対 原則、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者
※木造アパートなど共同住宅を含む内 下表のとおり定25棟(各日4棟程度) 無料申 11月2日(月)～13日(金)に電話でまちづくり推進課へ※先着順

訪問耐震相談内容(当日の流れ)

1	簡単な耐震チェック(約20分)	建物の状況や図面などを参考に「誰でもできるわが家の耐震診断」[(一財)日本建築防災協会]のリーフレットに基づき、簡単なチェックを行います
2	耐震診断・耐震改修の必要性の確認(約20分)	建物の状況を確認しながら、耐震診断・耐震改修の必要性を確認します
3	耐震全般の相談(約20分)	耐震診断・耐震改修の費用の目安を示し、市の事業について説明します。その際、パンフレットや耐震診断の申請書をお渡しします

→まちづくり推進課(内453)

凡例 日 日時 場所 会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込方法 持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ FAX ファクス Eメール 託託あり 主催 共催 注意事項